2026年10月20日

ジャパンネクスト証券株式会社

受益権分割に伴うPTS制度信用取引の取扱い（権利処理）について

2026年11月1日を基準日（実質上の基準日10月30日（金））として受益権分割を行う銘柄において、権利落日10月29日以降もPTS制度信用取引を継続する場合の取扱い（権利処理）については、下記のとおりとなりますのでお知らせいたします。

記

(1) 分割比率に応じた買付（売付）数量及び買付（売付）価格の調整による権利処理を行う銘柄

銘　　柄 （ コ ー ド ）	売買単位	分割比率	買付（売付）数量の調整比率 (a)	買付（売付）価格の調整比率 (b)
NEXT FUNDS 金価格連動型上場投信 受益証券 （1328）	10口	1:50	50	50分の1

（注）売買単位の整数倍の新受益権が割り当てられる（受益権の分割の比率が整数の）受益権の分割が行われる銘柄が対象となります。

上記銘柄の権利落日の前日におけるPTS制度信用取引の未決済勘定については、権利落日をもって、当該銘柄の買付（売付）数量は、上表（a）を乗じた数量に、買付（売付）価格は、上表（b）を乗じた価格に調整することとします。

なお、分割比率に応じて調整する権利処理が行われた場合の新受益権に係る買付代金又は売付有価証券の貸付けは、受益権分割の対象となった受益権の買付け又は売付けが成立した日の6か月目の応当日から起算して3日目の日を超えて繰り延べることはできませんので、念のため申し 添えます。

以上